

阿見町地域防災計画

【資料編】

【資料編】 目 次

〈総則関係〉	1
資料1 阿見町防災会議条例	1
資料2 阿見町防災会議運営規程	2
資料3 阿見町防災会議委員一覧	3
〈災害予防関係〉	4
資料4 阿見町自主防災組織補助金交付要綱	4
資料5 阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則	7
〈災害応急対策関係〉	8
資料6 阿見町災害対策本部条例	8
資料7 阿見町災害対策本部規程	9
資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目 (着手までに多少の猶予が見込まれる業務)	10
資料9 県等への即報様式	16
資料10 参集報告様式	20
資料11 阿見町災害対策本部の情報伝達様式	22
資料12 災害広報文例	30
資料13 被害認定基準	32
資料14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	35
資料15 罹災証明書	39
資料16 被災証明書	40
〈災害復旧・復興関係〉	41
資料17 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例	41
資料18 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	44
資料19 阿見町災害見舞金支給条例	47
〈その他〉	48
資料20 災害危険区域一覧	48
資料21 災害応援・協力協定一覧	49
資料22 緊急避難場所・避難所一覧	56
資料23 要配慮者利用施設一覧	57
資料24 緊急通行車両等の様式	62
資料25 緊急輸送道路分布図	65
資料26 地区防災計画策定地区一覧	66
資料27 阿見町防災アドバイザーの設置及び運用に関する要綱	67
資料28 防災関係計画・マニュアル一覧	69

資料1 阿見町防災会議条例

〈総則関係〉

資料1 阿見町防災会議条例

昭和38年1月26日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、阿見町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阿見町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて阿見町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 茨城県の公営企業の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 茨城県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 阿見町教育委員会の教育長
 - (7) 阿見町消防団長
 - (8) 稲敷広域消防本部の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 阿見町の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (11) その他町長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、35人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、阿見町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

資料2 阿見町防災会議運営規程

資料2 阿見町防災会議運営規程

昭和59年3月19日

規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、阿見町防災会議条例（昭和38年1月26日阿見町条例第1号）第5条の規定に基づき、防災会議の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長に事故あるときは、委員である副町長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 防災会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。

(議事)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は議決に加わることはできない。

(専決処分)

第5条 会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項を、会長において専決処分することができる。

2 会長は、次に掲げる事項について専決処分するものとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害に係る災害応急対策及び災害復旧について関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 阿見町災害対策本部の設置に関すること。

3 前2項の規定により専決処分したときは、会長は次の会議に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 会議の議事録は、防災主管課において作成する。

2 会議の議事録に署名する委員は2名とし、議長が会議において指名するものとする。

(委員の異動等の報告)

第7条 防災会議条例第3条第5項の委員が勤務所の異動等により変更があったときは、前任者は後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、防災主管課が担当する。

附 則（平成20年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

資料3 阿見町防災会議委員一覧

資料3 阿見町防災会議委員一覧

委員区分	機関区分	職名
会長	町	町長
第1号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所土浦出張所長
第2号委員	県の機関	茨城県県南県民センター長
		茨城県竜ヶ崎工事事務所長
		茨城県竜ヶ崎保健所長
第3号委員	公営企業	茨城県企業局県南水道事務所長
第4号委員	警察機関	茨城県牛久警察署長
第5号委員	町の機関	副町長
		町長公室長
		総務部長
		町民生活部長
		保健福祉部長
		産業建設部長
		教育部長
第6号委員	教育機関	教育長
第7号委員	消防機関	阿見町消防団長
第8号委員	消防機関	稻敷広域消防本部消防長
第9号委員	指定公共機関	東京電力パワーグリッド(株)土浦支社長
		東日本電信電話(株)茨城支店長
		JR 東日本ステーションサービス土浦駅務管区長
	指定地方公共機関	茨城県稻敷医師会副会長
		東部瓦斯(株)茨城南支社支社長
		関東鉄道(株) 専務取締役 自動車担当
第10号委員	自主防災組織 学識経験者	自主防災組織代表者
第11号委員	その他	陸上自衛隊武器学校長
		稲敷地方危険物安全協会長
		阿見町商工会長
		阿見町建設業組合長
		阿見町区長会長
		男女共同参画推進会議代表者
		阿見町消防団女性部代表者
		あみ・男女・まち・ねっと代表者

〈災害予防関係〉

資料4 阿見町自主防災組織補助金交付要綱

令和6年2月7日
告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、自主防災組織の活動育成を図るため、防災訓練の実施及び資機材等の整備に要する経費並びに防災士の資格を取得するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、阿見町補助金等交付規則（昭和51年阿見町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民が自主的に結成した自治会等を単位とする組織をいう。
- (2) 資機材等 災害発生時に自主防災組織が応急対策として使用する資機材で町長が必要と認めるものをいう。
- (3) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の防災士認証登録を受けた者をいう。
- (4) 防災士研修センター等 防災士機構が認定した研修機関で、かつ、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座を実施する機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次の要件のいずれも満たす個人
 - ア 阿見町に住所を有していること。
 - イ 住所を有する地区的区長から推薦を受けていること。
 - ウ 地区の防災リーダーとして自主防災組織で活動する意思があること。
- (2) 阿見町に存する自主防災組織

(補助金対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率、上限額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、阿見町自主防災組織補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、阿見町自主防災組織補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止するときは、速やかに阿見町自主防災組織補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、阿見町自主防災組織補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により

資料4 阿見町自主防災組織補助金交付要綱

交付決定者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該変更等に当たり交付決定者に条件を付すことができる。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた事業が完了し、中止し、又は廃止したときは、当該補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日又はその完了等の日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までに、阿見町自主防災組織補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査した上で、補助金の額を確定し、阿見町自主防災組織補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、阿見町自主防災組織補助金交付請求書(様式第7号)により町長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定者に係る補助金の交付決定を取り消し、阿見町自主防災組織補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に用いたとき。

(財産の処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けて購入した資機材等は、当該補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた防災士は、地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に積極的に参加するとともに、町が行う防災に関する施策に協力しなければならない。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

資料4 阿見町自主防災組織補助金交付要綱

別表(第3条関係)

対象事業	対象経費	補助率	上限額	備考
防災訓練事業	<u>防災訓練の実施に係る次の経費</u> (1) 消耗品費 (2) 飲物代 (3) 燃料代 (4) その他訓練に関連する経費と町長が認めるもの	10分の 10	30,000円	<u>阿見町に存する自主防災組織が行う事業であること。</u>
防災資機材等購入事業	<u>防災資機材等として購入する発電機、テント、非常食、灯火類その他これらに類する資機材の購入に要した経費</u>	2分の1	150,000円	(1) <u>阿見町に存する自主防災組織が行う事業であること。</u> (2) <u>以前防災資機材等購入事業に係る補助金の支給を受けた場合にあっては、最後に交付を受けた日の属する年度の翌年度以後5年を経過していること。</u>
防災士資格取得事業	<u>防災士の資格取得に係る次の経費</u> (1) 講座受講料 (2) 試験受験料 (3) 認証登録料	10分の 10	30,000円	(1) <u>防災士の資格の取得に係る他の補助、助成等を受けておらず、かつ、受ける予定のこと。</u> (2) <u>資格取得後、自主防災組織で3年以上活動する見込みがあること。</u>

注 補助金の交付は、一の対象事業(防災資機材等購入事業を除く。)につき、年1回を限度とする。

資料5 阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則

資料5 阿見町がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則

昭和51年10月20日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者（以下「移転者」という。）に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、がけ地近接危険住宅移転事業制度要綱（昭和47年6月19日建設省河砂発第15号）及びがけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和50年4月3日建設省住指発第206号）に定めるところによる。

(補助)

第2条 町は、移転者に対して危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代る住宅の建設又は購入（土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関及びその他の機関から借り入れた場合において当該借入金利子に相当する額の費用を予算の範囲内において、補助するものとし、その額は、補助対象額の4分の1とする。

2 前項の規定による補助金額の算定については、移転事業に要する費用が、別に定める額（補助対象額）を超える場合は、その額をもってその費用とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

資料6 阿見町災害対策本部条例

〈災害応急対策関係〉

資料6 阿見町災害対策本部条例

昭和38年1月26日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、阿見町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則(平成24年12月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料7 阿見町災害対策本部規程

資料7 阿見町災害対策本部規程

昭和59年3月19日

規程第7号

(設置)

第1条 災害に際して、警戒防ぎよ、救助その他緊急措置を迅速に行うため、阿見町役場に阿見町災害対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、町長を、副本部長は副町長をもってあてる。

第3条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

第4条 本部に本部付を置く。

2 本部付は、本部長が行う災害対策事務が円滑に処理されるよう協力するものとする。

第5条 本部に部及び班を設け、部には部長を、班には班長を置く。

2 部長は、本部長の命を受け班の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

3 班長は上司の命を受け担当事務に従事する。

第6条 部及び班の分掌事務並びに配置体制等は、阿見町地域防災計画の定めるところによる。

(出動及び服務)

第7条 本部員は、本部長の召集又は命令によって出動し服務するものとする。召集を受けない場合であっても、災害発生を知ったときは、阿見町地域防災計画の定める編成に従い、直ちに出動し、服務しなければならない。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要なことは本部長が別に定める。

附 則（平成20年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

**資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)**

資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)

◆各部班共通

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務
全班共通					<ul style="list-style-type: none"> ○所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録・保管に関すること ○所掌事務に必要な資機材の調達・維持管理に関すること ○所掌事務に關係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所掌事務に關係する帳簿（災害救助法事務等）の作成に関すること ○所掌事務に関する住民からの問合せや相談への対応に関すること（災害相談総合窓口への対応スタッフの派遣含む） ○所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○所管施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること ○所管施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集積拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力
各部の本部連絡員（各部長が指名）					<ul style="list-style-type: none"> ○所掌事務に關係する専門ボランティアとの調整に関すること ○避難が長期化した場合の避難所管理の協力（管理職員の派遣）

(注) 「初動」とは、災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、地震発生後72時間程度、
「応急」とは、被災者の救援、避難所生活解消の準備をする時期で、初動後1週間～1ヶ月程度、
「復旧」とは、生活等を再建する時期で、応急後1ヶ月～1年程度とする。

◆本部事務局【運用部】

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 (△着手までに多少の猶予が見込まれる業務)
本部班	防災危機管理課 秘書広聴課 議会事務局				<ul style="list-style-type: none"> ①地震・気象・原子力災害等の情報収集、警報等の伝達に関すること ②災害対策本部の開設・運営、本部指令の伝達、災害対策の総合調整に関すること ③避難指示等の発令に関すること ④防災無線の通信統制に関すること ⑤県等への応援要請に関すること ⑥広報活動、報道機関との連絡調整に関すること ⑦本部長の秘書に関すること ⑧議会との連絡調整に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○班の総括・指揮 ○災害対策の総合調整 ○災害対策本部の開設・運営、本部指令の伝達、各班との連絡調整、避難指示等の発令 ○防災無線の通信統制 ○県等への応援要請 ○報道機関等との連絡調整、広報活動 ○住民への広報活動 ○本部長の秘書 ○議会との連絡調整
					①災害視察等の対応に関すること	
					①災害対策関係予算に関すること ②義援金の受付・保管に関すること	
					①災害復興計画の策定に関すること	
					①他自治体等の応援職員の受け入れに関すること	

**資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)**

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 (△着手までに多少の猶予が見込まれる業務)
					①住家被害認定調査及び罹災証明に関すること	
防犯・環境班	生活環境課				①ペット対策に関すること ②放射線モニタリング、除染に関すること ③(工場被災による大気・水質・土壤汚染等の)公害調査・対策 ④エネルギー対策(太陽光発電所の活用等) ⑤防犯対策に関すること	◎班の統括、指揮 ◎ペットの避難受入れ調整 環境汚染情報の収集 ◎避難情報の収集 ◎防犯対策 △工場被災情報の収集 △太陽光発電所被災情報の収集 △放射能拡散情報の収集
廃棄班	廃棄物対策課				①仮設トイレ等の調達、し尿の収集・処理に関すること ②災害廃棄物の収集・処理に関すること	◎班の統括、指揮 ◎情報班から避難者数と地域状況を把握 ◎仮設トイレの確保 ◎霞C、さくらCの被災状況確認 △災害がれき受入れ体制の確保

◆本部事務局【総務部】

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 (△着手までに多少の猶予が見込まれる業務)
総務・受援班	総務課 管財課 人事課 会計課				①人的支援・物的支援に係る総合調整 ②配備職員のとりまとめ、服務支援に関すること ③災害対策車両、燃料等の調達・管理に関すること ④災害時の契約に関すること	◎班の総括・指揮 ◎受援に係る全般管理、受援受入調整の総合窓口業務 ◎参集職員の把握・配備体制の把握・職員ローテーションの調整 ◎職員の安否確認 ◎災害対策車両、燃料等の調達・管理 △負傷職員の報告窓口・医療対策班との調整・搬送 △災害対策に係る契約
情報班	財政課 政策企画課 行政経営課				①他自治体等の応援職員の受け入れに関すること	

**資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)**

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	○初動対応項目 (△着手までに多少の猶予が見込まれる業務)
					のとりまとめにすること ④電算システムの復旧に関するこ	○被害状況の把握・認定、災害救助の実施状況取りまとめ ○被害認定結果及び災害救助実施報告 ○行政情報・住民情報ネットワーク業務の復旧、PC・PRの管理
					①災害対策関係予算に関するこ ②義援金の受付・保管に関するこ	
					①災害復興計画の策定に関するこ	
調査班	税務課 収納課				①被害状況調査に関するこ	○班の統括、指揮 ○調査班本部の設置・運営、派遣チームの編成 ○派遣地区での情報収集 ○情報の整理・報告
					①住家被害認定調査及び罹災証明に 関すること	

◆民生支援部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	初動対応項目 (△着手までに多少の猶予がある業務)
町民班	町民活動課 町民課 うずら出張所				①住民の安否情報の総括に するこ ②遺体の安置、埋火葬に するこ	○班の統括、指揮 ○遺体安置所の管理、設置・運営 △住民安否情報収集・提供 △住民安否情報提供窓口の設置・運営
					①災害相談総合窓口の設置、運営 に 関すること	
医療対策班	健康づくり 課 <u>おやこ支援 課</u> 他部署の 保健師				①救護・医療に するこ	○班の統括、指揮 ○救護所の設置・運営 ○医療対策本部の設置・運営 ○医療救護班の編成、医薬品・資器材の確 保 ○町内医療機関の被害状況の収集、後方医 療機関の確保 ○保健医療活動、被害集中地区及び傷病者 発生状況の把握
					①保健活動に するこ	
福祉班	社会福祉課 高齢福祉課 <u>こども未来 課</u> 国保年金課				①高齢者・障がい者・乳幼児等の 支援に するこ ②福祉避難所に するこ ③災害ボランティアセンターの 運営支援、連絡調整に するこ	○班の統括、指揮 ○各施設の被害状況取りまとめ ○医療対策班、医療救護班との調整 ○要配慮者の状況把握(安否確認)及び避難 支援 ○福祉避難所の開設準備、施設の安全確認、 運営、避難者の受け入れ、要配慮者のケア ○施設の被害状況把握及び要配慮者(施設 入所者)の状況把握 ○施設巡回による状況確認、応急保育実施

**資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)**

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	初動対応項目 (△着手までに多少の猶予がある業務)
	保育所 児童館 地域子育て 支援センター				④応急保育に関すること	統制、必要物資調達及び配布 ◎避難情報の収集 △災害ボランティアセンター開設準備及び連絡調整 ◎(保育所)班の総括、指揮、子ども家庭課への連絡調整、避難場所の調整 △(保育所)職員の安全確認、負傷職員の応急処置対応、施設被害状況の確認報告、避難及び救護 △(保育所)児童の安全確保・引渡し、負傷児童の応急処置対応、食料・飲料水・物資の確保 ◎(児童館)各施設の被害状況集約、医療対策班・医療救護班との調整 ◎(児童館)施設巡回による状況確認、必要物資調達及び配布、応急保育実施統制 △(児童館)各施設の児童の安全確認・職員の安全確認、応急保育対応、必要物資の調達及び配布 △(子育て支援センター)利用者・職員の安全確認・施設被害状況確認、報告・避難及び救護
					①災害見舞金・弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び義援金の配分・支給に関すること	

◆物資建設部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	○初動対応項目 (△着手までに多少の猶予が見込まれる業務)
建築班	都市計画課				①建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること(避難所等重要施設の安全確認含む)	◎班の統括、指揮 ◎建築物の被災状況の把握、判定士の要請、応急危険度判定実施、応急仮設住宅の必要数の把握、応急修理の意向把握
					①被災家屋の応急修理、障害物除去に関すること ②応急仮設住宅の建設、管理に関すること	
土木班	道路課 都市整備課				①土砂災害の警戒、応急対策に関すること ②水防活動・救出活動の協力に関すること ③道路・通行の安全及び緊急輸送道路の確保に関すること ④道路、河川の被害調査、応急対策・復旧に関すること	◎班の統括、指揮 ◎情報収集及び状況整理、現地班への連絡調整、業者手配等 ◎道路・河川のパトロール、交通規制、応急工事の指示等 ◎土砂災害・水防関係のパトロール、救出活動の協力、応急工事の指示等

**資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)**

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 (△着手までに多少の猶予が見込まれる業務)
物資対策班	農業振興課 商工観光課 農業委員会事務局				①物資集積拠点の開設・管理、救援物資の受付・仕分け等に関すること ②食品・生活必需品の調達、避難所等への供給に関すること ③商工業の被害調査・応急対策、商工業者の復旧支援に関すること	◇班の総括、指揮 ◇物資集積拠点の開設、不足物資の把握 ◇現地確認、被災施設の対応（土木班、土地改良区等との調整） ◇観光客の避難及び帰宅支援 △被災状況の調査及び防災関係機関の調達可能食品の供給依頼、商工業者からの物資調達調整
					④農業用水路等の警戒、二次灾害防止に関すること ⑤観光客の避難及び帰宅等の支援に関すること	△町内被害状況の把握、救援物資の募集、広報、避難者や在宅避難者への救援物資配給 △農作物、農業施設被災状況の現地確認、被災状況のとりまとめ △商工業の被害調査、観光施設の被害調査
					①農林業の被害調査・応急対策、農林業者の復旧支援に関すること	
水道班	上下水道課				①応急給水に関すること ②上水道施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること ③下水道施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること	◇班の統括、指揮 ◇給水対策本部の設置・運営 ◇通常業務体制の確保、災害用飲料水給水体制の確保、広報活動に係わる情報収集及び広報活動体制の確保 ◇漏水調査体制の確保、指定工事店の応援体制の確保、復旧作業に係わる情報収集体制の確保 ◇情報収集、公共下水道ポンプ施設、集落排水施設の点検、調査 ◇情報収集、公共下水管渠の点検、調査

◆避難支援部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務	◎初動対応項目 (△着手までに多少の猶予が見込まれる業務)
避難班	学校教育課 指導室 生涯学習課 中央公民館 図書館 予科練平和記念館 学校給食センター				①避難所の開設・管理に関すること ②炊き出し等の協力に関すること ③臨時ヘリポートの開設・管理に関すること	◇班の統括、指揮 ◇学校施設等の被害状況確認、避難所の開設・避難者の把握・環境確保、避難所運営 △地震発生時の対応・児童生徒の安否確認 ◇(予科練)利用者・施設被害状況等の報告 △(予科練)施設被害状況の確認、利用者の避難及び救護 △(給食センター)施設被害状況の確認、炊き出し支援
					①応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関すること ②文化財等の被害調査、応急対策に関すること	

**資料8 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)**

◆消防部

班	担当課	初動	応急	復旧	分掌事務
消防団	防災危機管理課				①水防活動、消防活動に関すること ②避難誘導、行方不明者の捜索に関すること ③火災調査等の協力に関すること

資料9 県等への即報様式

資料9 県等への即報様式

第4号様式（その1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____
災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死 者	人	重傷者	人	住家被害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者	人		人		半 壊		棟	床下浸水		棟
		不 明	人	軽傷者	人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること)									
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料9 県等への即報様式

第4号様式（その1）別紙

都道府県名（　　）

(避難指示等の発令状況)

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

都道府県				区分		被　害	区分		被　害	災等 対設 策置 本状 部況	都道府県 市町村	市町村 計体 団
災害名 報告番号	災害名 第報 (月　日　時現在)			田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			
					冠水	ha		農林水産業施設	千円			
				畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			
					冠水	ha		その他の公共施設	千円			
報告者名				学　校	箇所		小　計	千円				
				病　院	箇所		公共施設被害市町村数	団体				
人的 被害 者				道　路	箇所		農業被害 林業被害 畜産被害 水産被害 商工被害 その他	千円				
	死　者	人		橋　り　よ　う	箇所			千円				
	うち災害関連死者	人		河　川	箇所			千円				
	行方不明者	人		港　湾	箇所			千円				
	負重傷	人		砂　防	箇所			千円				
	軽傷	人		清掃施設	箇所			千円				
				鉄道不通	箇所			千円				
				被害船舶	隻			千円				
				水　道	戸			千円				
				電　話	回線			千円				
住家被害	全　壊			棟			被　害　総　額	千円	119番通報件数	件		
				世帯								
				人								
	半　壊			棟			災害の概況 応急対策の状況	消防機関等の活動状況 自衛隊の災害派遣	適用市町村名 計体 団			
				世帯								
				人								
	一部破損			棟								
				世帯								
				人								
	床上浸水			棟								
世帯												
人												
床下浸水			棟		り　災　世　帶　数	世帯						
			世帯		り　災　者　数	人						
			人		火　災　発　生	建　物	件					
非住家	公共建物	棟		危　険　物	件							
	その他の	棟		そ　の　他	件			その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料9 県等への即報様式

第4号様式（その2）別紙

都道府県名 ()

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

資料10 参集報告様式

資料10 参集報告様式

(1) 参集途上の被害状況等報告様式

参集途上の被害状況等報告様式

整理番号 一

参集施設	日時	月 日 時 分
所属・指名	部 班	氏名
参集ルート	出発地 () 経由地 ()	
被 害 状 況 等		
人的被害(負傷者、生埋め等) の状況		
建物の倒壊、損壊等の状況		
火災、延焼等の状況		
道路・鉄道等の被害状況		
水道・ガス・電気等の被害状況		
避難場所、避難者の状況		
その他		

資料10 参集報告様式

(2) 職員動員報告書

職員動員報告書

■部署名

部

班

整理番号

■場 所

■報告日時 年 月 日 時 分現在

NO	氏 名	参 集 時 刻	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

資料11 阿見町災害対策本部の情報伝達様式

資料11 阿見町災害対策本部の情報伝達様式

(1) 発信用紙

発 信 用 紙

本部長	副本部長	部長	起案者	本部事務局長	本連絡部員	本部会議審議	庁内放送
						要否 了	要否 了
あて先							
件名							
年月日時分							
阿見町災害対策本部 発第 号 () 部							
本文							
発信済							
阿見町災害対策本部							

資料11 阿見町災害対策本部の情報伝達様式

(2) 受信用紙

受 信 用 紙

発 機 関 信 名	発信担当者名	受信担当者名	本 部 事 務 局 長	本部連絡員	本部会議 審 議	庁内放送
					要否 了	要否 了
件 名						
年 月 日 時 分						
阿見町災害対策本部 受第 号 () 部						
本 文						
対応措置						

阿見町災害対策本部

資料11 阿見町災害対策本部の情報伝達様式

(3) 被害等の記録・処理票

被害等の記録・処理票

整理番号

記録日時	月	日	午前・午後	時	分
報告者	氏名		電話		
	住所	(町や防災関係機関職員の場合は所属名)			
被害状況	(情報源、事実確認、緊急対応の必要性等に留意)				
附近見取図 (目標)					
対応状況					

受信者	現場調査担当	未処理票保管担当	資材担当	輸送担当	現場担当	処理済票保管担当	本部長

未
処
理

資料11 阿見町災害対策本部の情報伝達様式

(4) 要請情報

要 請 情 報

災害名 (第 報)

災害種別	地震・水害・火災・その他	要請日時	年月日時分
		部 名	部
		担当者名	班

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他()
	内 容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入) ※ 別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・回数 又は人数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場 所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	その他 必要事項	(留意点、携帯品など特記事項を記入)
要 請 に い た つ た 理 由	(措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況)	

(5) 災害対策従事者名簿

災害対策従事者名簿

※報告先：各部長

※提出先：総務課（総務・受援班）

災害名	出動日	月 日	所属 部課	部 課	報告者	氏名	No.	/
NO	部・課名	職名	氏名	従事時間	仮眠時間等	従事内容	備考	
1				時 分から 時 分まで				
2				時 分から 時 分まで				
3				時 分から 時 分まで				
4				時 分から 時 分まで				
5				時 分から 時 分まで				
6				時 分から 時 分まで				
7				時 分から 時 分まで				
8				時 分から 時 分まで				
9				時 分から 時 分まで				
10				時 分から 時 分まで				

(注) 課単位に1日1枚ずつ作成する。時刻表示は24時制とする。「従事内容」欄は具体的に記入する。町職員以外の場合は、その旨を「備考」欄に記入する。

(6) 災害対策活動実施状況報告

災害対策活動実施状況報告

※報告先：各部長

※提出先：財政課（情報班）

災害名	報告者	部 氏名	課	報告時刻	年月日時分(中間) 現在(最終)	No.	/
月 日	時 刻	災害対策の種類	実 施 状 況			今 後 の 対 策	

(注) 1 日時を追って適時記入し、状況に応じて整理する。(時刻表示は24時制とする。)

2 「実施状況」欄には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資機（器）材、応援の状況等を具体的に記入する。

3 「今後の対策」欄には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機（器）材、応援を必要とする数量を記入する。

(7) 輸送記録簿

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送区間 (距 離)	借上等		修 繕				燃料費	実支出額	備 考	
			使用車輛		金額	故障車輛等		修繕月日	修繕費	故障の 概 要		
			種類	台数		名称番号	所有者氏名					
					円				円		円	
計												

(注) 「目的」欄には主たる目的又は救助の種類、借上等の「金額」欄には運送費又は車輛等の借上費、「故障の概要」欄には故障の原因及び故障箇所、「備考」欄には車両番号を記入する。借上による場合は、有償、無償を問わず記入すること。

資料1.1 阿見町災害対策本部の情報伝達様式

(8) 物品受払簿

物 品 受 扱 簿

No.

(注) 品目ごとに作成する。摘要欄には、購入先及び払出手先等を記入する。備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

資料12 災害広報文例

資料12 災害広報文例

(1) 地震

種類	広報文例
発生直後	<p>こちらは、阿見町役場です。</p> <p>ただ今、大きな地震がありました。</p> <p>あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。</p> <p>ガスの元栓を閉めてください。</p> <p>プロパンガスボンベの元栓も締めてください。ガス管が壊れている場合があります。</p> <p>たばこ等の火は控えてください。</p> <p>電気器具のスイッチを切ってください。 電気のブレーカーも切ってください。漏電による火災の恐れがあります。</p> <p>ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。</p>
発生から数時間以内	<p>こちらは、阿見町役場です。</p> <p>先ほどの地震は、震度〇〇、震源地は〇〇と発表されました。</p> <p>今後も余震に注意して、落ち着いて行動してください。</p> <p>電話はかかりにくくなっています。安否確認には、災害用伝言ダイヤル171、インターネットの災害用伝言板サービスを使用してください。</p> <p>出所のわからない情報には耳をかさない、人に伝えないようにしてください。</p> <p>ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に注意してください。</p>
避難誘導	<p>こちらは、阿見町災害対策本部です。</p> <p>〇〇地区で火災が発生しており、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。</p> <p>〇〇地区に避難指示を発令しました。避難場所は〇〇です。</p> <p>あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。</p> <p>火の元を確実に始末してから、避難してください。</p> <p>避難する際は荷物を最小限にして、ラジオを携行してください。</p> <p>出所のわからない情報には一切耳をかさない、人に伝えないでください。</p> <p>緊急車両の通行のため、避難には車を使用しないでください。</p> <p>ご近所で声を掛け合い、助け合って移動してください。</p> <p>川べり、崖や火災現場の近くなど避けて避難してください。</p>

(2) 風水害

種類	広報文例
警 戒	<p>こちらは、阿見町役場です。</p> <p>さきほど、大雨(洪水)警報が発表されました。これから朝にかけて強い雨が降る見込みです。</p> <p>河川の増水や低い土地での浸水、がけ崩れなどが発生するおそれがあるため、厳重に警戒して下さい。</p> <p>がけ地の近くの方は、がけのひび割れ、水の湧き出し、湧き水の量の変化や濁り、地鳴りなどに注意をして下さい。</p> <p>テレビ、ラジオをつけて、今後の放送に注意して下さい。</p>

資料12 災害広報文例

種類	広報文例
高齢者等 避難	<p>こちらは、阿見町役場です。</p> <p>ただ今、〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。</p> <p>お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、支援者と連絡を取り合い、直ちに〇〇避難所へ避難を開始してください。</p> <p>その他の方も避難の準備を始めてください。</p> <p>昨夜からの大雨で、霞ヶ浦の水位が上昇しており、危険な状況です。</p> <p>できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください。</p>
避難指示	<p>こちらは、阿見町役場です。</p> <p>ただ今、〇〇地区に避難指示を発令しました。</p> <p>直ちに〇〇の避難所へ避難を開始してください。</p> <p>なお、浸水により、〇〇道は通行できません。</p> <p>昨夜からの大雨で、霞ヶ浦の水位が「危険な水位」を超えるおそれがあり、堤防が決壊するおそれがあります。</p> <p>できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください。</p>
緊急安全 確保	<p>こちらは、阿見町役場です。</p> <p>ただ今、〇〇地区に対して緊急安全確保を発令しました。</p> <p>霞ヶ浦の水位が危険水位を越え(〇〇付近の堤防が決壊し)、大変危険な状況です。</p> <p>避難中の方は直ちに〇〇避難所へ避難を完了してください。</p> <p>十分な時間がない方は近くの高い建物の上層階に避難してください。</p> <p>なお、〇〇道は、浸水(がけ崩れ)のため、通行できません。</p>

(3) 大規模火災

種類	広報文例
発生直後	<p>こちらは、阿見町役場です。</p> <p>ただ今、〇〇地区で大きな火災が発生しました。</p> <p>あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。</p> <p>ガスの元栓を閉めてください。</p> <p>電気器具のスイッチを切ってください。</p> <p>ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。</p>
避難誘導	<p>こちらは、阿見町災害対策本部です。</p> <p>〇〇地区で大きな火災が発生し、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。</p> <p>地区的皆さんには、〇〇公園、〇〇小学校へ避難してください。</p> <p>避難する際は荷物を最小限にして、ラジオを携行してください。</p> <p>緊急車両のため、避難には車を使用しないでください。</p> <p>避難する際は、火災現場の近くを通らないでください。</p>

資料13 被害認定基準

消防庁「災害報告取扱要領」による被害認定基準は以下のとおりである。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

資料13 被害認定基準

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になつたものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稻の先端が見えなくなる程度に水につかたるものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になつたもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭

資料13 被害認定基準

和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

資料14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(茨城県災害救助法施行細則より)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり <u>360円</u> 以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり <u>7,089,000円</u> 以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内				
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,390円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	夏 <u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>
		全焼	冬 <u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>
		流失	夏 <u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>
			冬 <u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>

資料14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	<u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>	<u>1世帯あたり53,900円以内</u>	<u>災害発生の日から10日以内</u>	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。</u>
	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯 1世帯当たり <u>358,000円</u> 2 1に掲げる世帯以外の世帯 1世帯あたり <u>739,000円</u>	災害発生の日から3ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>5,500</u> 円 中学校生徒 <u>5,800</u> 円 高等学校等生徒 <u>6,300</u> 円	災害発生日から(教科書) 1ヵ月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) <u>232,200円</u> 以内 小人(12歳未満) <u>185,700円</u> 以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	洗浄、消毒、縫合等 1体当たり <u>3,700</u> 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり <u>5,900</u> 円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり <u>143,900</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 <u>23,000</u> 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 <u>16,400</u> 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 <u>16,100</u> 円以内 救急救命士 <u>15,600</u> 円以内 土木技術者、建築技術者 <u>16,200</u> 円以内 大工 <u>29,300</u> 円以内 左官 <u>30,400</u> 円以内 とび職 <u>29,400</u> 円以内	救助の実施が認められる期間内	1 時間外勤務手当は、職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 2 旅費は、職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例に定める額以内とする。
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

資料14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超える2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費を精算する事務を行なう期間内	救助事務費以外の費用の額とは、救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のために支出した費用を合算した額、災害救助法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した災害救助法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに災害救助法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料15 横災証明書

資料15 横災証明書

横 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

(追加記載事項欄①)

横災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)

(追加記載事項欄②)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

阿見町長

資料16 被災証明書

資料16 被災証明書

被災証明書		
年 月 日		
住所		
氏名		
被災 状況	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災 程度	被災内容	
	その他	
備 考		

上記のとおり、被災の状況を受理したことを証明する。
年 月 日
阿見町長

〈災害復旧・復興関係〉

資料17 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和53年10月1日条例第16号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町長は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、そ

資料17 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例

の1人に対しても支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができる者となる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際に現にその場に居合わせた者の死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつた場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認める時は、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかるたびに法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

資料17 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
ウ 住居が半壊した場合 270万円
エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
イ 住居が半壊した場合 170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- (3) 第1号の「ウ」又は前号の「イ」若しくは「ウ」において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。
(保証人及び利率)
第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
(償還等)
第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。
2 前項の規定による災害援護資金の償還は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
3 債還金の支払猶予、債還免除、報告等、一時債還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雜則

- (阿見町行政手続条例の適用除外)
第16条 この条例の規定に基づく災害援護資金の貸付けに関する処分については、阿見町行政手続条例（平成8年条例第15号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。
(規則への委任)
第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年12月18日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料18 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

資料18 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和62年6月18日

規則第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年阿見町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

資料18 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の発行する証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）により借入申込者に通知するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、保証人がいるときは、災害援護資金借用書に保証人が連署するとともに、当該保証人の印鑑証明書を添えるものとする。
- (貸付金の交付)
- 第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 町長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする借受人は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）により当該借受人に通知するものとする。
- 3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）により当該借受人に通知するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

資料18 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）により当該借受人に通知するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）により当該借受人に通知するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

（督促）

第16条 町長は、借受人が償還金を納付期限までに納入しない場合は、督促状により督促するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人は、氏名、住所その他の借用書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに氏名等変更届（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

- 2 借受人が死亡し、若しくは行方不明になったときは、借受人の同居の親族が借受人に代わって前項の規定による届出を行うものとする。この場合において、保証人を立てる場合は、保証人が届出を行うことができる。

第5章 雜則

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年5月14日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

資料19 阿見町災害見舞金支給条例

資料19 阿見町災害見舞金支給条例

昭和50年3月20日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年阿見町条例第16号）による弔慰金の支給対象者を除く災害の被災者に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金」という。）を支給し、町民の生活安定と福祉の増進をはかることを目的とする。

(災害の種類)

第2条 災害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 風水害
- (3) 震災
- (4) その他の自然災害

(対象者)

第3条 見舞金の対象者は、本町において住民基本台帳に登録されている者とする。

(見舞金等の額)

第4条 見舞金の額は、次のとおりとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、見舞金等を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 死亡又は死亡したと推定されたもの 200,000円
- (2) 負傷した場合において全治3ヵ月以上の入院加療を要するもの 50,000円
- (3) 住家の全焼又は全壊したもの 100,000円
- (4) 住家の半焼又は半壊したもの 50,000円

2 前項第3号から第4号までは、現に居住している住家とし、世帯を単位とする。

3 被害の程度は、町長が判定するものとする。

(届出)

第5条 第4条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から10日以内に、町長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(支給の取消又は変更)

第6条 町長は、見舞金等の支給額を決定した後において、次の各号の一に該当する事実があると認めたときは、これを取り消し、又は変更することができる。

- (1) 故意に給付の事由を生じさせたとき
- (2) 届出の内容に相違があつたとき

(見舞金等の返還)

第7条 町長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、その全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成24年6月25日条例第28号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

資料20 災害危険区域一覧

〈その他〉

資料20 災害危険区域一覧

(1) 土砂災害警戒区域

箇所番号	箇所名	自然現象の区分	特別警戒区域	告示年月日	要配慮者施設等
443-I-001	阿見立ノ越	急傾斜地の崩壊	○	H23.3.3	無し
443-I-002	青宿-1	〃	○	〃	無し
443-I-003	青宿-2	〃	○	〃	無し
443-I-004	青宿-3	〃	○	〃	無し
443-I-005	青宿-4	〃	○	〃	1箇所
443-I-006	廻戸-2	〃	○	〃	1箇所
443-I-007	廻戸-3	〃	○	〃	無し
443-I-008	大室曙	〃	○	〃	無し
443-I-009	竹来	〃	○	〃	無し
443-I-010	島津	〃	○	〃	無し
443-I-011	追原	〃	○	〃	無し
443-I-012	塙	〃	○	〃	無し
443-I-013	阿見	〃	○	〃	無し
443-I-014	青宿-6	〃	○	〃	無し
443-II-001	青宿-5	〃	○	〃	無し
443-II-002	廻戸-1	〃	○	〃	無し
443-III-001	竹来-2	〃	○	〃	無し

(2) 浸水想定区域

水系	河川	想定現象	指定年月日	要配慮者施設等
利根川	霞ヶ浦(洪水予報河川)	霞ヶ浦のはん濫	H28.8.18	1箇所
利根川	桜川(洪水予報河川)	桜川のはん濫	H29.9.28	1箇所

(3) 避難確保計画対象施設

対象区域	施設名称	施設種別	施設所在地	避難確保計画作成状況
桜川浸水想定区域	にこちゃんランド	家庭的保育事業所	阿見 246	策定済 (H31.4)
霞ヶ浦浸水想定区域	デイサービスめだかの学校	通所介護	掛馬 1567-1	策定済 (R3.3)
土砂災害警戒区域	福祉センターまほろば	老人福祉関係施設	廻戸 372	策定済 (R1.6)
土砂災害警戒区域	キッズルームばんびーに 阿見館	児童発達支援、 放課後等デイサービス	青宿 666	策定済 (R3.1)

資料21 災害応援・協力協定一覧

資料21 災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
相互応援			
災害時等の相互応援に関する協定	県内市町村及び茨城県	H6. 4. 1	<p>県内市町村の相互応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需物資とその供給に必要な資器材等の提供 ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材等の提供 ・救援及び救助に必要な車両、舟艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣 ・被災者の一時収容施設の提供 ・その他
災害時等の相互応援に関する協定	県内町村	H25. 1. 30	<p>県内町村の相互応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需物資並びにその供給に必要な資器材等の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の人員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・児童・生徒の受け入れ ・ボランティア等の斡旋 ・その他、特に要請のあった事項

資料21 災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定	稲敷地方広域消防本部圏内市町村	H29. 1. 27	<p>協定市町村の相互応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・消火、救援、医療、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・ボランティアの斡旋 ・被災児童・生徒の教育機関への受入れ及び斡旋 ・被災者の一時的に受け入れるための施設の提供及び斡旋 ・原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受け入れるための施設の提供及び斡旋 ・その他、特に要請のあった事項
災害発生時における阿見町と阿見町内郵便局の協力に関する協定	阿見町内郵便局	H29. 12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両等としての車両の提供 ・被災者の避難所開設状況及び避難先リスト等の情報の相互提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・災害救助法適用時の郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ・道路等の損傷状況の町への情報提供 ・避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の取集・交付等 ・ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱い ・その他、要請のあったもののうち協力できる事項

資料21 災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定	静岡県御殿場市・千葉県酒々井町・埼玉県深谷市	R6. 3. 28	<p>協定市町の相互応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するため必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な物資及び資機材の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・被災者の一時収容するために必要な施設の提供 ・協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣 ・その他、特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定	神奈川県開成町	R7. 2. 4	<p>協定市町の相互応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するため必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な物資及び資機材の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・被災者の一時収容するために必要な施設の提供 ・協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣 ・その他、特に要請のあった事項
阿見町と茨城県立霞ヶ浦聾学校との災害時における相互支援協力に関する協定	茨城県立霞ヶ浦聾学校	H31. 3. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を一時収容するための施設の提供 ・食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材等の提供 ・災害対応に従事する職員の派遣 ・その他、特に要請のあった事項
情報関係			
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 3. 8	災害情報の提供
災害時における放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ(株)	H25. 3. 12	災害情報の放送
エリアメールなど緊急速報発信ツール活用に関する協定	東京瓦斯(株)常総支社	H26. 7. 29	災害事故等の情報発信

資料21 災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
防災行政無線局の設置及び運用に関する協定	稲敷広域消防本部	H27. 4. 21	阿見消防署へ防災無線局を設置
通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	東日本電信電話株茨城支店	H27. 5. 1	大規模災害発生時における情報発信
防災行政無線を活用しての情報発信活動の相互協力に関する覚書	牛久警察署	H28. 2. 29	防犯情報等の情報発信
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H28. 7. 21	災害に係る情報発信等
地域貢献型電柱公告に関する協定	東電タウンプランニング(株)茨城総支社	H29. 2. 3	地域貢献型電柱公告の掲出
行政告知放送の再送信に関する協定	土浦ケーブルテレビ株式会社	H29. 8. 2	防災行政無線により実施している行政告知放送の再送信
阿見町防災行政無線等の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド(株)土浦支社	H30. 10. 29	防災行政無線等を活用した電力供給に関する広報
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	R1. 7. 5	地図製品等の供給等
建設関係			
大規模災害時における応急対策業務協力に関する協定	阿見町建設業組合葵会	H19. 6. 1	災害応急対策業務の支援
災害時における車両等の移動に関する協定	株式会社あきば商事	H29. 4. 3	災害時における車両等の移動
避難・物流関係			
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	H14. 6. 5	炊事用品、食器類、日用品、光熱材料、食料品の提供
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社福)長寿の森 特別養護老人ホーム阿見翔裕園、(社福)青洲会 特別養護老人ホーム阿見こなん、(医)盈科会 介護老人保健施設ケアセンター阿見、(医)耕平会 介護老人保健施設スープリア360	H23. 8. 24	福祉避難所の設置・運営協力
災害時支援協力に関する協定	PGMプロパティーズ(株)阿見ゴルフクラブ、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ	H23. 8. 24	避難場所の提供
災害時における物資供給に関する協定	セツツカートン(株)	H24. 3. 16	ダンボール製品の供給
災害時における物資供給に関する協定	株式会社カワチ薬品、株式会社ツルハ	H24. 7. 31	食料、日用品等の供給

資料21 災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
災害時における物資供給に関する協定	(NPO)コメリ、(株)ジョイフル本田、ホーマック(株)	H25.2.26	作業用品、日用品等の供給
災害時におけるLPGガス等供給協力に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 県南支部 県南支部阿見部会	H27.3.25	LPGガス、使用器具の供給
災害時における緊急救援輸送の協力に関する協定	茨城県トラック協会土浦支部	H25.3.26	物資の輸送・配送、物資の輸送・配達に係る人員の派遣
災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城	H27.6.1	生活必需物資の調達・供給
災害時における物資供給に関する協定	ウエルシア薬局株式会社	H28.6.21	物資の調達・供給
阿見町と国立大学法人茨城大学との災害時の連携協力に関する覚書	国立大学法人茨城大学	H29.2.27	緊急避難場所・物資集積所等の提供
災害時における福祉避難所への介助員の派遣に関する協定	社会福祉法人阿見町社会福祉協議会	H29.10.6	福祉避難所への介助員の派遣
災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定	社会福祉法人阿見町社会福祉協議会	H29.10.6	要配慮者の輸送協力
災害発生時における避難所等としての施設利用等に関する覚書	学校法人霞ヶ浦高等学校	H30.1.15	避難所等としての施設利用・運営協力
原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	福島県いわき市	H30.1.29	いわき市民の広域避難受入
原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定	ひたちなか市	H30.3.29	ひたちなか市民の県内広域避難受入
災害時における支援協力に関する協定	茨城かすみ農業協同組合	H30.5.15	施設、車両及び資機材、人材、物資等の供給協力
災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定	雪印メグミルク株式会社 阿見工場	H30.12.21	物資の調達・供給
災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定	ピジョン株式会社	R1.11.1	物資の調達・供給
災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定	株式会社カスミ	R2.2.26	物資の調達・供給
大規模水害時における避難所等施設利用に関する覚書	河内町	R2.7.21	河内町民の広域避難受入

資料21 災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
災害時等における物資供給に関する協定	アイリスオーヤマ株式会社	R2. 8. 25	物資の調達・供給
災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	株式会社デベロップ	R2. 10. 2	避難者を受け入れるための施設の提供
災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社	R2. 10. 8	電動車両等の貸与
災害時等における物資供給に関する協定	三菱商事ライフサイエンス株式会社	R2. 12. 11	物資の調達・供給
災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	R3. 6. 22	レンタル機材の提供
災害時における物資の調達供給及び施設利用等の協力に関する協定	株式会社キンレイ	R3. 8. 10	物資の調達・供給及び施設利用等の協力
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンティア株式会社	R3. 11. 30	ユニットハウス等の供給
災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 美しの森	R4. 5. 20	福祉避難所の設置・運営協力
災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	丸井産業株式会社	R4. 6. 1	一時避難施設の提供
災害時における要配慮者等の輸送協力に関する協定	日本貿易運輸株式会社	R4. 6. 21	要配慮者等の輸送協力
災害時における住家被害認定調査等に関する協定	茨城土地家屋調査士会	R5. 3. 3	住家被害認定調査の支援
災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R5. 9. 26	応急仮設住宅の建設
災害時における燃料の供給に関する協定	茨城県石油業協同組合土浦支部・茨城県石油業協同組合土浦支部阿見部会	R5. 10. 26	燃料の供給
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社カインズ	R5. 11. 10	物資の調達・供給
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ベイシア	R5. 11. 10	物資の調達・供給

資料21 災害応援・協力協定一覧

協定の名称	協定締結先	締結年月日	応援協力内容
災害時等における施設の提供に関する協定	三菱地所・サイモン株式会社「あみプレミアム・アウトレット」	R6. 1. 22	一時避難場所の提供
<u>災害時における電動車両等の支援に関する協定</u>	<u>株式会社ホンダ茨城南阿見店</u>	<u>R7. 3. 31</u>	<u>電動車両等の支援</u>
<u>災害時におけるレンタル車両の優先供給に関する協定</u>	<u>株式会社トヨタレンタリース茨城</u>	<u>R7. 4. 4</u>	<u>レンタル車両の供給</u>
その他			
阿見町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人阿見町社会福祉協議会	H29. 10. 6	災害ボランティアセンターの設置・運営
災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人大浦薬剤師会	H30. 5. 14	災害時の薬事に関する医療救護活動
災害時における歯科医療救護についての協定	一般社団法人大浦市歯科医師会	H30. 6. 1	災害時の歯科医療救護
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人茨城県稻敷医師会	H30. 7. 30	災害時の医療救護
災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会	H31. 2. 12	被災者支援のための行政書士業務
災害時等における隊友会の支援協力に関する協定	公益社団法人隊友会茨城県隊友会稻竜支部	R1. 5. 23	災害発生時等における支援協力
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 土浦支社	R2. 11. 8	停電復旧に関する相互協力
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 土浦支社	R2. 2. 22	停電復旧時の障害物等の除去

資料22 緊急避難場所・避難所一覧

資料22 緊急避難場所・避難所一覧

No	名 称	所在地	電話番号	緊急避難場所（対応災害）				避難所	
				火災	地震	洪水	土砂 災害	一般	福祉 避難所
1	阿見町総合運動公園	吉原52-3	—	●	●				
2	茨城大学農学部農場	阿見4668-1	—	●	●				
3	県立医療大学グラウンド	阿見4669-2ほか	—	●	●				
4	曙ふれあい公園	曙297-1	二	●	●				
5	阿見小学校	中央2-1-5	887-0019	●	●	●	●	●	
6	本郷小学校	荒川本郷1400	841-0024	●	●	●	●	●	
7	君原小学校	塙145	889-0118	●	●	●	●	●	
8	舟島小学校	島津3928	887-1720	●	●	●	●	●	
9	阿見第一小学校	岡崎3-19	887-5781	●	●	●	●	●	
10	阿見第二小学校	阿見4988	887-8531	●	●	●	●	●	
11	あさひ小学校	本郷1-5-1	893-3555	●	●	●	●	●	
12	阿見中学校	中央1-2-1	887-0028	●	●	●	●	●	
13	朝日中学校	荒川本郷1855-1	842-7771	●	●	●	●	●	
14	竹来中学校	竹来400-1	887-1201	●	●	●	●	●	
15	霞ヶ浦高等学校*	青宿50	887-0013	●	●	●	●	●	
16	中央公民館	若栗1886-1	888-2526	●	●	●	●	●	
17	君原公民館	塙171-2	889-1363	●	●	●	●	●	
18	かすみ公民館	阿見2083-2	888-8111	●	●	●	●	●	
19	本郷ふれあいセンター	本郷1-11-1	830-5100	●	●	●	●	●	
20	舟島ふれあいセンター	南平台1-31-6	840-2761	●	●	●	●	●	
21	吉原交流センター	吉原614	889-0277	●	●	●	●	●	
22	実穀ふれあいセンター	上長3-28	886-5225	●	●	●	●	●	
23	町民体育館	若栗1886-1	888-2526	●	●	●	●	●	
24	総合保健福祉会館 さわやかセンター	阿見4671-1	888-2940						●
25	阿見翔裕園*	阿見5137	840-2881						●
26	阿見こなん*	南平台1-33-10	879-8588						●
27	ケアセンター阿見*	若栗2957-4	889-1180						●
28	スープリア360*	荒川本郷 2033-508	830-5300						●
29	あみまちの拠点 くら・ら*	実穀寺子1544-1	886-9005						●

(注)「※」は、災害協定による施設である。

資料2 3 要配慮者利用施設一覧

資料2 3 要配慮者利用施設一覧

(1) 特別支援学校

名前	住所	電話番号	備考
県立霞ヶ浦聾学校	上長3-2	889-1555	

(2) 保育園・児童館

名前	住所	電話番号	備考
阿見町立中郷保育所	阿見 4002-5	887-3331	
阿見町立南平台保育所	南平台 1-31-6	840-2081	
阿見町立二区児童館	うずら野 1-29-11	843-3282	
阿見町立二区保育所	うずら野 1-29-11	841-2301	
あゆみ保育園	阿見 4958-5	888-3681	
さくら保育園	荒川本郷 2033-336	896-3678	
阿見ひかり保育園	曙 247-1	879-5155	
阿見きらり保育園	荒川本郷 1902-1	875-8135	
阿見認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	
まるこのおうち	廻戸 272-3	090-7946-1263	
にこちゃんランド	阿見 246	070-3996-1647	
ふらわあばすけっと	中央 6-19-28	888-9617	
小規模保育園 虹いろキッズ	鈴木 59-4	893-2273	
ニチイキッズあみ保育室	阿見 3962-6	891-0855	
キッズハウスにじの森	うずら野 1-34-13	845-7654	
託児所 チャーミー	福田 2404-2	889-4321	
花くじら保育園	荒川本郷 1854-21	875-7878	
一時保育専門託児所ばんび	荒川本郷 1259-5	080-7522-2583	

(3) 幼稚園

名前	住所	電話番号	備考
阿見みどり幼稚園	鈴木 25-10	887-7471	
荒川沖幼稚園	本郷 3-27-1	842-6609	
ふたば幼稚園	岡崎 3-2-1	887-0055	

(4) 町営老人福祉施設

名前	住所	電話番号	備考
福祉センター まほろば	廻戸 372	887-3969	

(5) 障害者福祉関連施設

名前	住所	電話番号	備考
阿見町障害者支援センター	阿見 4671-1	887-0084	就継、生介
ワークステーション若草園	阿見 5445-5	888-1883	就継
AM I 福祉工場	福田 84-3	889-2138	就移、就継
恵和社会復帰センター	若栗 2585-1	887-9833	就継
ワークラボ	住吉 1-2-19	846-3303	就継
多機能型事業所アミアス	うずら野 1-23-14	843-2282	就移、就継
就労継続支援B型事業所 コトリノ木	阿見 4630-115	080-3506-9082	就継

資料2 3 要配慮者利用施設一覧

名前	住所	電話番号	備考
かすみ	阿見 1995-1	886-5595	共援
グループホームおひさま	岡崎 2-15-34	090-7252-3445	共援
With you ホーム	阿見 4302-9	029-869-6233	共援
グループホーム わおん 阿見	阿見 4666-666	080-4361-3386	共援
Thorn Castle うずら野	うずら野 2-22-15	090-3333-3226	共援
こどもプラス荒川沖教室	住吉 2-11-4	029-875-8640	児発、放デイ
キッズルームばんびーに 阿見館	青宿 666	029-886-5020	児発、放デイ
放課後等デイサービス遊學館阿見教室	南平台 2-1-2	029-896-8858	放デイ
すまいる	阿見 1871	029-845-6522	放デイ
すまいる あつぶ	阿見 2083-9	029-899-4525	放デイ
あみまちの拠点 くら・ら	実穀寺子 1544-1	029-886-9005	共援、就継

(注) 備考欄の「就移」は就労移行支援、「就継」は就労継続支援、「共援」は共同生活援助、「生介」は生活介護、「児発」は児童発達支援、「放デイ」は放課後等デイサービスを示す。

(6) 老人福祉(介護福祉)関連施設

名前	住所	電話番号	備考
特別養護老人ホーム阿見翔裕園 阿見翔裕園デイサービスセンター <u>阿見翔裕園ヘルパーステーション</u>	阿見5137	840-2881	特養、通介、短生、 <u>訪介</u>
特別養護老人ホーム阿見こなん デイサービスセンター阿見こなん	南平台1-33-10	879-8588	特養、通介、短生
特別養護老人ホームセントラル阿見 セントラル阿見 通所介護事業所	荒川本郷179-23	893-6868	特養、通介、短生
介護老人保健施設ケアセンター阿見	若栗2957-4	889-1180	老健、通り、短療
介護老人保健施設スーパー360	荒川本郷2033-508	830-5300	老健、通り、短療
<u>介護老人保健施設セントラルわかたけ阿見</u>	<u>阿見5050-12</u>	<u>875-3341</u>	<u>老健、通り、短療</u>
有料老人ホームわかぐり グループホームわかぐり	鈴木136-3	891-2300	特生、グル
有料老人ホーム阿見長寿館	中央6-8-18	891-3777	特生
阿見ケアコミュニティそよ風	うずら野4-24-5	843-7130	通介、グル
グループホームつくし	曙176-3	887-2823	グル
グループホームすみれ 小規模多機能型居宅介護すみれ	岡崎2-8-19	887-0086	グル、小多
グループホーム阿見	若栗2957-5	889-2767	グル
小規模多機能居宅介護事業所 優愛	中央5-19-20	893-2588	小多
看護小規模多機能型居宅介護さくらす	荒川本郷1854-21	875-6711	看小
機能訓練型デイサービスアルク	中央5-6-26	888-9611	通介
共生型通所介護・生活介護事業所ままりん	中郷2-23-9	070-9008-5884	通介

資料2 3 要配慮者利用施設一覧

名前	住所	電話番号	備考
阿見町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 <u>ミニディサービス 阿見町社会福祉協議会</u>	阿見4671-1	887-0084	訪介、総合
東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーション	中央3-21-1	888-1711	訪看
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511	訪看
<u>訪問看護ステーション Thorn Castle</u>	<u>中郷2-23-9</u>	<u>879-8160</u>	<u>訪看</u>
<u>訪問看護ステーション LAMP</u>	<u>中央1-10-18</u>	<u>070-3192-6431</u>	<u>訪看</u>
訪問介護事業所オーシャン	鈴木59-63	887-9049	訪介
デイサービスセンターさとのこハウス荒川本郷	本郷3-3-1	834-2238	通介
(株)エステル	鈴木2-154	887-0625	通介
訪問介護事業所ひるがお	曙14-1	875-6247	訪介
すずらんデイサービス	小池1631-4	886-8451	通介
介護サービスひだまり デイサービス ひだまり	中郷2-3-4	893-6588	訪介、通介
ケアサポート陽だまり	中郷2-15-30	895-3975	訪介
訪問介護事業所ピース	中央2-9-9	886-7377	訪介
ホンゴウケア	うずら野2-2-12	893-6466	訪介
訪問介護ステーション ファミリア	荒川本郷1854-21	875-6711	訪介
<u>ヘルパーステーション いちか</u>	<u>住吉2-6-8 A101</u>	<u>843-6112</u>	<u>訪介</u>
<u>訪問介護事業所 たけよう</u>	<u>中央3-2-5</u>	<u>875-3353</u>	<u>訪介</u>
<u>NTケア</u>	<u>うずら野2-17-56</u>	<u>843-5705</u>	<u>訪介</u>
訪問看護ステーション グリーン	荒川本郷1854-21	875-6711	訪看
デイサービス希望～きぼう～	鈴木59-63	887-9049	通介
リハビリ特化型デイサービスリウォーク	吉原3628-6	887-3421	通介
デイサービス 奏で	中央2-15-22	846-3627	通介
デイサービス Do	うずら野4-18-15	846-5338	通介
デイサービスめだかの学校	掛馬1567-1	875-7800	通介
<u>すずディサービス</u>	<u>小池1631-4</u>	<u>886-8451</u>	<u>通介</u>
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047	通リ
住宅型有料老人ホームグランヒルズ阿見	荒川本郷1854-20	896-3731	その他
サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりあみ	中郷2-3-4	893-6588	サ住
ヒーリングハウス愛	中央5-19-20	887-8080	サ住
<u>レプラコーン若栗</u>	<u>若栗1299-18</u>	<u>886-7877</u>	<u>総合</u>
<u>からだはうす阿見</u>	<u>実穀寺子1676-306</u>	<u>090-7412-2616</u>	<u>総合</u>

(注) 備考欄の「特養」は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、「老健」は介護老人保健施設（老人保健施設）、「グル」は認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、「小多」は小規模多機能型居宅介護、「看小」は看護小規模多機能型居宅介護、「訪介」は訪問介護（ホームヘルプ）、「訪浴」は訪問入浴介護、「訪看」は訪問看護、「通介」は通所介護（デイサービス）、「通り」は通所リハリビテーション（デイケア）、「短生」は短期入所生活介護、「短療」は短期入所療育介護、「特生」は特定施設入居者生活介護、「その他」は住宅型有料老人ホーム、「サ住」はサービス付き高齢者向け住宅、「総合」は総合事業のみ実施している事業所を示す。

資料2 3 要配慮者利用施設一覧

(7) 医療機関

名前	住所	電話番号	備考
秋吉歯科医院	荒川本郷 2395-1	843-0666	
あべ整形外科	中央 6-20-1	875-5303	
あみ眼科クリニック	岡崎 1-29-13	887-5681	
あみ小林クリニック	若栗 1765-1	888-2200	
阿見第一クリニック	中郷 2-30-6	887-3511	
あみ中央歯科医院	阿見 5186-7	888-1988	
茨城県立医療大学付属病院	阿見 4733	888-9200	
印南クリニック	荒川本郷 1329-1	834-2222	
永林堂歯科医院	鈴木 2-89	887-7781	
江島記念歯科口腔外科クリニック	阿見 3037-1	887-0271	
大久保歯科クリニック	阿見 2644-1	891-0012	
医療法人恵泉会おおさわ眼科	本郷 1-2-3	843-7272	
大場歯科医院	中央 5-2-31	887-7536	
かたやま耳鼻咽喉科	阿見 2670-1	887-3349	
市川ファミリークリニック	本郷 1-2-1	843-3301	
かわはら歯科医院	岡崎 1-29-20	891-3383	
北沢歯科クリニック	住吉 1-2-10	830-4100	
医療法人康佑会 さかえ医院	中央 4-8-24	888-2662	
椎名歯科医院	阿見 4300-3	887-4633	
しのつか歯科	島津 3794	888-2450	
斯波歯科医院	中央 1-6-19	887-3221	
しんクリニック	中郷 2-3-5	888-8188	
医療法人秀栄会 滝沢医院	中郷 2-1-3	888-3323	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	うずら野 4-27-5	801-3387	
つるや歯科	中郷 2-16-3	887-6460	
東京医科大学茨城医療センター	中央 3-20-1	887-1161	
ときわ歯科医院	岡崎 3-14-2	887-7757	
永山歯科医院	阿見 4000-4	887-8181	
なるしま内科医院	本郷 1-22-1	869-4820	
南平台メディカルクリニック	南平台 1-2213-2	888-0888	
あみ東クリニック	吉原 2672-10	889-8870	
ぬまじり歯科	鈴木 59-55	840-2651	
野口歯科医院	廻戸 343-12	887-0350	
ひたち野うしく歯科医院	荒川本郷 179-11	841-7200	
ヒロ歯科医院	中央 6-20-2	840-2660	
ピアシティ歯科クリニック	本郷 3-1-1	843-8282	
ファミリー歯科診療所 つくば予防インプラントセンター	うずら野 1-22-7	843-6480	
本郷歯科医院	うずら野 2-2-24	841-0428	
増野歯科医院	荒川本郷 1329-20	842-8214	
レディスクリニック結	本郷 1-16-2	830-5151	

資料2 3 要配慮者利用施設一覧

名前	住所	電話番号	備考
宮崎こどもクリニック	岡崎 1-29-11	891-3000	
宮本歯科医院	荒川本郷 1332-1	842-7025	
森脇整形外科	荒川本郷 2337-8	843-7888	
山崎歯科クリニック	岡崎 2-3-12	888-0778	
医療法人社団恵和会朝田病院	若栗 2584	887-0310	
塚本デンタルクリニック	本郷 2-3-3	893-5257	
塚原歯科医院	阿見 3962-13		
つきむら歯科クリニック	中央 1-5-29	869-8841	
T's デンタルクリニック	荒川本郷 229-14	899-7717	
特別養護老人ホーム阿見こなん医務室	南平台 1-33-10	879-8588	
茨城県立医療大学内保健室	阿見 4669-2	840-2110	
一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター	中央 3-20-1	887-4563	
社会福祉法人長寿の森特別養護老人 ホーム阿見翔裕園内医務室	阿見 5137	840-2881	
脳と心のクリニック	南平台 1-32-1	819-4047	
陸上自衛隊土浦駐屯地医務室	青宿 121-1	887-1171	
特別養護老人ホームセントラル阿見医務室	荒川本郷 179-23	893-6868	

資料24 緊急通行車両等の様式

(1) 緊急通行車両等事前届出書

指定行政機関等の保有する車両又はそれらの機関との契約・協定により災害時に専ら使用する車両

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 茨城県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名 印			災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 第号 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 茨城県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者 住 所 氏 名	() 局番		
	出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

(2) 規制除外車両事前届出書

医師・歯科医師、医療機関等の使用車両、医薬品・医療機器等の輸送車両、患者等輸送用車両、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前確認届出書 茨城県公安委員会 殿		災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する	第号	
届出者住所 (電話) 氏名		年月日	年月日	
		印	印	
番号標に表示されている番号		<p>(注)</p> <p>1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p>		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所			() 局 番
	氏 名			
出 発 地				
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p>				

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

資料24 緊急通行車両等の様式

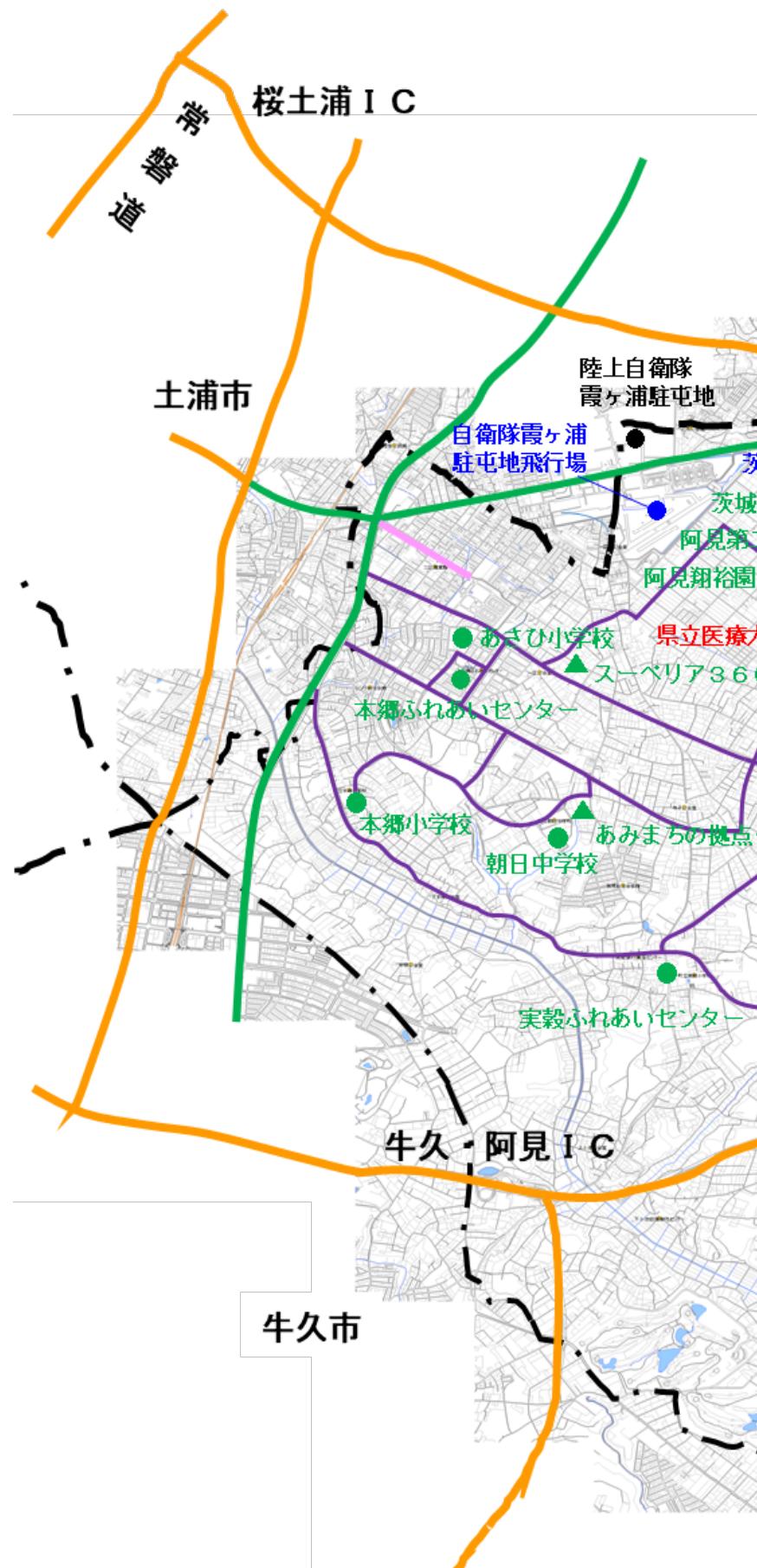
(3) 緊急通行車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料25 緊急輸送道路分布図

凡 例	
【災害対策拠点】	
■	災害対策本部
●	自衛隊受入拠点
▲	応援隊宿泊拠点
■	緊急避難場所
●	緊急避難場所・避難所
▲	福祉避難所
■	中継拠点病院
●	救護所
▲	遺体安置所
■	物資集積拠点
●	臨時ヘリポート
【緊急輸送道路】	
——	第一次緊急輸送道路
——	第二次緊急輸送道路
——	第三次緊急輸送道路
——	災害時重要道路（町指定）



資料26 地区防災計画策定地区一覧

資料26 地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	策定年月	No.	地区名	策定年月
1	立ノ越地区	平成29年3月	23	北地区	令和5年3月
2	青宿地区	平成29年3月	24	白鷺団地地区	令和5年3月
3	新町地区	平成29年3月	25	シンワ地区	令和5年3月
4	廻戸地区	平成29年3月	26	上長地区	令和5年3月
5	霞台地区	平成30年3月	27	上島津地区	令和5年3月
6	大室地区	平成30年3月	28	下島津地区	令和5年3月
7	曙東地区	平成30年3月	29	掛馬地区	令和5年3月
8	追原地区	平成30年3月	30	中郷西地区	令和6年3月
9	南島津地区	平成30年3月	31	西方地区	令和6年3月
10	竹来地区	平成30年3月	32	中央北地区	令和6年3月
11	上吉原地区	平成31年3月	33	三区上地区	令和6年3月
12	中吉原地区	平成31年3月	34	住吉地区	令和6年3月
13	下吉原地区	平成31年3月	35	下本郷地区	令和6年3月
14	新山地区	平成31年3月	36	石川地区	令和6年3月
15	福田地区	平成31年3月	37	塙地区	令和6年3月
16	大砂地区	平成31年3月	38	<u>二区北地区</u>	<u>令和6年5月</u>
17	岡崎地区	令和2年3月	39	<u>曙南地区</u>	<u>令和6年6月</u>
18	中郷東地区	令和2年3月	40	<u>中央西地区</u>	<u>令和6月12月</u>
19	二区南地区	令和2年3月	41	<u>中央東地区</u>	<u>令和7年2月</u>
20	レイクサイドタウン 地区	令和2年3月	42	<u>三区下地区</u>	<u>令和7年2月</u>
21	下小池地区	令和2年3月	43	<u>大形地区</u>	<u>令和7年3月</u>
22	南平台地区	令和2年3月			

資料27 阿見町防災アドバイザーの設置及び運用に関する要綱

資料27 阿見町防災アドバイザーの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿見町の自主防災組織の育成を強化し、地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、阿見町防災アドバイザー（以下「防災アドバイザー」という。）を設置するものとし、その設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 防災アドバイザーの活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 阿見町地区防災計画の策定に関すること。
- (2) 町内において実施する防災訓練等への協力に関すること。
- (3) 町が実施する防災事業への協力に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地区防災の充実に関すること。

(登録対象)

第3条 防災アドバイザーとして活動できる者は、防災に関する識見を有する者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、町長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 活動開始日において阿見町に住所を有していること。
- (2) 活動開始日において満18歳以上であること。
- (3) 特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認証制度の認証登録を受けていること。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（ただし、大学を除く。）に在籍していないこと。

(登録申請)

第4条 防災アドバイザーとして活動することを希望する者は、阿見町防災アドバイザー登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請書を提出した者は、提出後に当該申請書の記載内容等に変更が生じた場合は、速やかに町長に申し出るものとする。

(登録及び貸与品)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、防災アドバイザーとして適切であると認めた場合は、阿見町防災アドバイザー登録者名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登載することにより、登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により登録した者（以下「登録者」という。）に対し、阿見町防災アドバイザーディジョン（様式第3号。以下「登録証」という。）及びその活動に必要な備品を貸与するものとする。

(尊守事項)

第6条 登録者は、防災アドバイザーとしての活動に当たり、次に掲げる事項を尊守しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる活動の内容を理解し、意欲的かつ継続的に取り組むこと。
- (2) 防災アドバイザーとして活動する際は、登録証を携行すること。
- (3) 防災アドバイザーとして知り得た秘密を他に漏らさないこと。防災アドバイザーとしての登録を取り消された場合も、また同様とする。

(登録の取消)

第7条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、防災アドバイザーとしての登録を取り消すものとする。

- (1) 阿見町防災アドバイザー退任届（様式第4号）を提出したとき。
- (2) 第3条第1項第1号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

資料27 阿見町防災アドバイザーの設置及び運用に関する要綱

- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
 - (4) 死亡又は防災アドバイザーとしての活動を継続することが不可能となったとき。
 - (5) 前各号のほか、町長が防災アドバイザーとして不適格であると認めたとき。
- 2 登録者は、前項の規定により登録を取り消された場合は、速やかに第5条第2項の規定により貸与された登録証及び貸与品を町長に返納しなければならない。

(謝礼)

第8条 防災アドバイザーとしての活動に対する謝礼は、1回の活動につき2,000円とする。ただし、町の要請に応じて実施したものに限る。

(阿見町防災アドバイザー連絡会の設置)

第9条 登録者は、第2条に掲げる活動を行うに当たり、登録者同士の連携強化のために必要と認めた場合は、阿見町防災アドバイザー連絡会を設置し、必要な協議を行うことができる。

(庶務)

第10条 防災アドバイザーに関する庶務は、町民生活部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

資料28 防災関係計画・マニュアル一覧

資料28 防災関係計画・マニュアル一覧

No.	計画・マニュアル	備考
1	阿見町業務継続計画	
2	阿見町災害応援計画	
3	阿見町広域受援計画	
4	阿見町広域避難受入計画（いわき市編）	
5	阿見町広域避難受入計画（河内町 利根川洪水編編）	
6	阿見町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画	
7	阿見町災害廃棄物処理計画	
8	災害初動マニュアル	
9	阿見町災害時保健活動マニュアル	
10	阿見町避難所運営マニュアル	
11	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル	
12	阿見町福祉避難所運営マニュアル	
13	阿見町地区防災計画作成マニュアル	
14	阿見町不発弾等の処理対策の手引き	
15	阿見町新型コロナウイルス対策 業務継続計画	

阿見町地域防災計画

発 行 阿見町防災会議
事 務 局 阿見町町民生活部防災危機管理課
〒300-0392 阿見町中央 1-1-1
電話 029-888-1111